

選挙啓発サポート企業・団体募集要項

1 趣旨

投票参加を通じて有権者が政治に参加することは、民主政治の根幹をなすものである。山形県内において活動する企業・団体（以下「法人等」という。）は、地域社会の一員として社会的責任を担う立場にあり、そこで働く一人ひとりが選挙の重要性を理解し投票に参加することが求められている。これらの法人等が、自主的に選挙啓発を支援する活動に取り組むことにより、県民が一体となった啓発活動の推進を目指す。

2 応募資格

山形県内に本社、事務所等を置く法人等（政党・政治団体、宗教団体を除く。）

3 募集期間

随時（募集を中止する場合は本要項が掲載されている県ホームページ上で告知する。）

4 応募・登録方法

所定の登録用紙（別紙様式）に必要事項を記入し、原則として電子メールにより下記応募先あて申し込む。（電子メールによる申込みができない場合は、下記あてご連絡いただければ個別に対応します。）

山形県選挙管理委員会は、応募法人等を選挙啓発サポート企業・団体（以下「サポート法人等」という。）として登録する。

【応募先】

山形県選挙管理委員会 「選挙啓発サポート企業・団体募集」係

E-mail ysenkani@pref.yamagata.jp

<連絡先>

〒990-8570 山形市松波 2-8-1 山形県選挙管理委員会事務局

Tel 023-630-2082 Fax 023-630-2130

5 選挙啓発サポート企業・団体の役割

①基本姿勢

選挙啓発の支援活動（以下「支援活動」という。）は、政治的に中立であることを要し、特定の政党や公職の候補者、公職の候補者となろうとする者または公職にある者を支持し、またはこれに反対する意図をもって行うものでないこと。また、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する意図をもって行うものでないこと。

②支援内容

支援活動は、投票総参加と明るくきれいな選挙の推進につながる活動を主体とし、その全部又は一部がそれぞれの法人等により自主的に行われる取組みとする。

＜支援活動の例＞

□県の啓発研修などの案内を従業員に周知し、応募がある場合には有給休暇等の配慮をする。

□法人等のホームページでの選挙期日、投票参加の周知

□朝礼や会議、社内放送などでの選挙期日、投票参加の周知

□法人等の店内・事務所内などへのポスター、のぼり旗の掲示

□法人等のお客様への啓発チラシの配布

□法人等が使用する自動車への啓発用ステッカー等（ウィンドシート、フロントマスク等）の掲示

※ウィンドシート：自動車のリアウィンドウに貼る啓発用ステッカー

※フロントマスク：トラック等のフロントグリルに取り付ける啓発用ミニ横断幕

□商品広告、チラシ、フリーペーパーなどへの選挙期日・啓発標語等の掲載

※フリーペーパー：広告収入を元に定期的に制作され、無料で特定の読者層に配布される印刷メディアのこと

□期日前投票デーなどの設定（夕方5時で退社を奨め、投票日に投票できない者に期日前投票を推奨する等）

※期日前投票：投票日に投票ができない場合に一定期間事前に投票できる制度

□その他法人等が独自に企画した啓発活動

③活動内容の報告

サポート法人等は、山形県選挙管理委員会の求めがある場合、活動実績の報告を行う。

6 山形県選挙管理委員会の役割

① サポート法人等に登録した場合は、電子メールにより登録した旨の連絡をするとともに、選挙情報等を電子メールにより配信する。

② サポート法人等に登録された法人等は、原則として県のホームページに名称、活動概要等を掲載する。

③ 支援活動に要する啓発資材で提供または貸出可能なものについては、山形県選挙管理委員会が提供または貸出を行う。

④ サポート法人等から提出された活動実績は、原則として県のホームページで紹介する。

7 その他

登録を受けたサポート法人等が、自ら登録の抹消を申し出た場合又は基本姿勢に反するなど本要項の趣旨に反していると認められる場合は、登録を抹消する。